



第132号

送信日 2016/9/18

i-Mark C.P.T.A. Corporation

(文責 米田)

マイナンバーの回収はお済みでしょうか？

一部を除いては運用がスタートしていたマイナンバーですが、来年1月からは全ての運用がスタートします。もう従業員様からのマイナンバーの回収はお済みでしょうか？年末調整の際には必要となりますので、まだの事業所様につきましては回収を始めて下さい。

今回は「通知カードをまだ入手していない方」、「通知カード・マイナンバーカードの紛失」、「マイナンバーカードの便利な使い道」についてご案内させていただきます。

通知カードをまだ入手していない方

京都市の場合ですが、郵便局が配達したときに不在だったため受け取れず、郵便局での保管期間を過ぎてしまった場合及び郵便局に転送届を提出している場合は、市区町村に返戻されておりますので、以下のいずれかの方法で受け取ることが可能です。ちなみに京都市では区に返送された通知カードは平成29年3月末まで保管されております。

市区町村の窓口で通知カードを受け取ることが可能です

ただし郵便局から返送されていない場合もあり、その場合は以下の方法に従ってマイナンバーを取得することができます。

イ、マイナンバー付の住民票記載事項証明書を申請する

(当面の間無料です。ただし写しの場合は手数料が必要となります。)

ロ、通知カードの再発行を申請する(再発行手数料として一般的には500円が必要となります。)

ハ、マイナンバーカードを申請する(初回申請は無料です。ただし写真代は必要となります。再発行の場合は、再発行手数料として一般的には1,000円が必要となります。)

郵送による通知カードの受取

都合がつかず、市区町村に来庁できない場合は、再度住民票の住所あてに簡易書留(転送不要)で郵送してもらうことも可能ですので、市区町村にお問い合わせ下さい。

通知カード又はマイナンバーカードを紛失してしまった場合

万が一手元に届いている通知カードを紛失してしまった時はどうしたらいいのでしょうか？この場合は市区町村によって対応が異なりますので、一度市区町村にお問い合わせ下さい。場合によっては再発行に受理番号が必要となる場合もございます。受理番号は警察に紛失届けを提出することで発行されます。

一方、マイナンバーカードを紛失してしまった場合は、どうすればいいのでしょうか？すぐにマイナンバーコールセンターと市区町村の双方に紛失した旨を伝え、マイナンバーカードの一時停止の申請を行って下さい。

その後警察へ行き紛失届を提出し受理番号を入手し、これを持って市区町村で再発行の申請を行って下さい。(再発行手数料として1,000円が必要となります。)

マイナンバーカードの再発行を受けるまでに見つかった場合には一時停止の解除を市区町村で行って下さい。再発行が済んでいる方につきましては解除の連絡は不要です。

マイナンバーカードは通知カードと違い本人確認まで出来てしまうため、一時停止の申請を行わないと大切な個人情報が漏れいし悪用されてしまう可能性がございます。

マイナンバーコールセンターの電話番号は0120-95-0178です。

マイナンバーカードの便利な使い道

既にマイナンバーカードを作成された方もしらっしゃると思います。マイナンバーカードを作成すると下記のようなメリットがございます。まだ作成されていない方は、この際に一度ご検討してみたいかがでしょうか。

マイナンバーを証明する書類として

マイナンバーの提示が必要な様々な場面で、マイナンバーを証明する書類として利用できます。

(ただし通知カードでも代用が可能)

各種行政手続きのオンライン申請等に

平成29年1月に開設されるマイナポータルへのログインをはじめ、各種の行政手続きのオンライン申請等に利用できます。

本人確認の際の身分証明書として

マイナンバーの提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ1枚で済む唯一のカードです。金融機関における口座開設・パスポートの新規発給など、様々な場面で利用できます。

各種民間のオンライン取引等に

オンラインバンキングをはじめ、各種の民間のオンライン取引等に利用できるようになる見込みです。

様々なサービスがこれ一枚で

市区町村や国等が提供する様々なサービス毎に必要な複数のカードがマイナンバーカードと一体化できます。

例えば図書館における本の予約・貸出、公共施設の予約など

お住まいの市区町村によりサービスの内容が異なります。詳細は市区町村にお問い合わせ下さい。

コンビニなどで各種証明書の取得等に

コンビニなどで住民票・印鑑登録証明書などの公的な証明書を取得できます。

一部の市区町村では運用が始まっております。今後、順次拡大されていく予定となっております。

税務申告の際に必要な添付書類の一部省略

本来必要な添付書類の一部が提出不要となります。

例えば住宅ローン控除申告の時の住民票・相続税の申告の際に特定居住用宅地等の特例を受ける場合の自己の居住用に供していることを明らかにする書類等を省略することが可能となります。

